

# 兵庫県公報

平成20年9月5日 金曜日 第2011号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課).....	1
同 上(同).....	1
同 上(同).....	2
道路の区域の変更(道路保全課).....	2
昭和43年兵庫県告示第449号の2(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物 揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定)の一部改正(港湾課).....	3
県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託(公営住宅課).....	3
公 告	
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	3
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要(同).....	4

## 告 示

### 兵庫県告示第920号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市出石町奥山字岩原12の1、13、14、15の1、19、20(次の図に示す部分に限る。)、21から27まで、249の1、251から254まで、254の1、字和戸28、30の1、31、32、35の1、36の1から36の3まで、37から41まで、42の1、42の2、43、45、48、49の1、50から53まで、56、286、287、287の2、288から298まで、300、301の1、301の2、302から305まで、305の1、306から310まで、310の1から310の3まで、310の5、311、312の1、313、313の1、314、315、317の1、318、322、字矢谷259、265、274

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩原15の1・26・字和戸41(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、43、45、293、296、307から310まで、310の1、310の2、310の5、311

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 兵庫県告示第921号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成20年 9月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区清水字湯風呂谷1025の44、1025の46、1025の47
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字湯風呂谷1025の46・1025の47（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第922号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 9月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
加西市河内町字比延田1363の4から1363の6まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字比延田1363の4から1363の6まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 9月 5日から2週間、西播磨県民局土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 9月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父穴栗線	穴栗市一宮町福中字ジョウドグチ114番4 から	旧	5.0から 23.0まで	788.0	一部 予定地
	同 市一宮町福中字ヲヲバタ190番まで	新	11.0から 23.0まで	788.0	

兵庫県告示第924号

昭和43年兵庫県告示第449号の2(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年 9月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「 同	浜町公共物揚場No. 2	263.0	3.0	2.0	同
同	小型船けい船護岸No. 1	80.0	2.0	2.0	同
同	同No. 2	129.0	6.0	1.5	同
同	同No. 3	68.0	2.0	2.0	同
同	同No. 4	200.0	2.0	2.0	同」

を削る。

兵庫県告示第925号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅退去者滞納家賃の収納の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託したので、同条第2項の規定に基づき、その内容を告示する。

平成20年 9月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称  
県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲  
県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名  
東京都港区芝浦3丁目16番20号  
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 岡 田 政 幸
- 4 委託の年月日  
平成20年 4月 1日
- 5 収納の方法
  - (1) 収納受託者は、県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書(出張して収納するときは身分証票)を納入義務者に示すものとする。
  - (2) 収納受託者は、県営住宅家賃を領収したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
  - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。

公 告

大規模小売店舗の変更に係る届出  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール伊丹テラス  
所在地 伊丹市藤ノ木一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表者の氏名 岡内欣也  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名  
ア 変更前 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表者の氏名 上原治也  
イ 変更後 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表者の氏名 岡内欣也
- 4 変更年月日  
平成20年6月26日
- 5 届出年月日  
平成20年8月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年9月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年1月5日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）日生中央ショッピングセンター  
所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により猪名川町から聴取した意見の概要  
店舗出入口付近には駅前交通広場があり、また、隣接地には共同住宅が計画されている。周辺交通に与える影響を軽減し、歩行者等の安全確保を図る観点から、入退店が安全円滑かつ適正に行なわれるよう必要な措置を講じること。また、入退店経路を変更する場合等は、関係機関と十分協議し、周辺住民、駅前道路利用者、来店者等の安全確保に配慮すること。

店舗運営においては、周辺住環境等に十分配慮し、問題が生じた場合は誠意をもって対応すること。

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
川西市	建物敷地内の雨水、汚水計画について、周辺に支障のないよう計画すること。 夜間、深夜、早朝に青少年が蟻集し、近隣住民への迷惑行為や営業時間帯等における店舗、来客に対する迷惑行為及び不良行為の防止に向けた体制や環境の整備を希望する。
上福田 勇	店舗の出入口が、町道松尾台6号線を左折してすぐのところ設けられており、交差点からの距離が短いため、夕刻の通勤時間帯等に交通渋滞が生じ、遠回りしなくてはならなくなることが予想されるので、現状の出入口の配置計画に反対する。対案として同町道東側（計画地北東隅部）への出入口の移設を強く希望する。 店舗の閉店時間が午後9時30分（駐車場の利用可能時間は午後10時）とされているが、近隣住環境保護の観点から強く反対する。近接するホームセンターが午後9時、隣接する川西市滝山の家電量販店が午後8時に閉店していることを考慮して、閉店時間は午後8時、遅くとも午後9時を希望する。 業務用（共用）駐車場の駐車台数58台は過大であるので見直しを求める。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年9月5日から1月間